

平成 1 6 年 度
監査結果に基づき知事等が講じた措置
(第 1 回)

東 京 都 監 査 委 員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成15年度事務事業監査、平成15年度各会計定例監査、平成14年度工事監査、平成14年度行政監査(事業所における庁舎管理事務について)、平成14年度財政援助団体等監査、平成14年度決算審査(出納長所属各会計、公営企業各会計)、平成14年度行政監査(事業評価手法による。)、平成13年度財政援助団体等監査及び平成13年度行政監査(事業評価手法による。)の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので、次のとおり報告する。

平成16年 5月24日

東京都監査委員	星野篤功
同	田中良
同	三栖賢治
同	藤原房子

目 次

第1 報告の概要	1
第2 報告の内容	
平成15年度事務事業監査（「調査研究委託」の実施状況について）	3
平成15年度各会計定例監査	9
平成14年度工事監査	11
平成14年度行政監査（事業所における庁舎管理事務について）	11
平成14年度財政援助団体等監査	16
平成14年度決算審査（出納長所属各会計）	18
平成14年度決算審査（公営企業各会計）	21
平成14年度行政監査（事業評価手法による。）	22
平成13年度財政援助団体等監査	23
平成13年度行政監査（事業評価手法による。）	23

第1 報告の概要

各種監査・審査の結果に基づき知事等が講じた措置については、表1のとおり、関係機関から通知を受けました。今回、通知を受けた件数は54件で、講じられた措置の内訳は、表2のとおりです。また、残る59件の監査結果については、執行機関において改善策を検討中であることなどにより通知がありませんでした。

(表1) 講じた措置の件数

監査種別	監査実施期間	結果内訳	措置対象 A	措置済 B	今回措置 C	未措置 A-(B+C)
平成15年度 事務事業監査	平成15.10.6 ～平成16.2.10	指摘	14	-	10	4
		意見・要望	6	-	6	0
		計	20	-	16	4
平成15年度 行政監査	平成15.10.7 ～平成16.2.10	指摘	-	-	-	-
		意見・要望	8	-	0	8
		計	8	-	0	8
平成15年度 各会計定例監査 (平成14年度執行分)	平成15.1.10 ～平成15.9.9	指摘	50	40	4	3
		意見・要望	5	1	1	6
		計	55	41	5	9
平成14年度 工事監査	前期：平成14.5.7 ～平成14.9.3 後期：平成14.9.4 ～平成15.5.7	指摘	12	12	-	-
		意見・要望	5	4	1	0
		計	17	16	1	0
平成14年度 行政監査 (事業所における庁舎管 理事務について)	平成14.11.25 ～平成15.5.7	指摘	31	26	5	0
		意見・要望	30	7	10	13
		計	61	33	15	13
平成14年度 財政援助団体等監査	平成14.4.16 ～平成15.5.7	指摘	36	34	1	1
		意見・要望	4	2	1	1
		計	40	36	2	2
平成14年度 決算審査 (出納長所属各会計)	平成15.7.25 ～平成15.9.9	指摘	9	3	6	0
		意見・要望	6	1	3	2
		計	15	4	9	2
平成14年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成15.6.4 ～平成15.8.6	指摘	3	1	1	1
		意見・要望	5	0	1	4
		計	8	1	2	5
平成14年度 各会計定例監査 (平成13年度執行分)	平成14.4.18 ～平成15.1.15	指摘	57	54	0	3
		意見・要望	4	3	0	1
		計	61	57	0	4
平成14年度 行政監査 (事業評価手法による。)	平成14.9.5 ～平成14.11.22	指摘	-	-	-	-
		意見・要望	12	5	2	5
		計	12	5	2	5
平成13年度 決算審査 (公営企業各会計)	平成14.6.3 ～平成14.8.23	指摘	-	-	-	-
		意見・要望	8	4	0	4
		計	8	4	0	4
平成13年度 財政援助団体等監査	平成13.10.29 ～平成14.5.8	指摘	34	33	1	0
		意見・要望	10	7	0	3
		計	44	40	1	3
平成13年度 行政監査 (事業評価手法による。)	平成13.9.7 ～平成13.12.19	指摘	-	-	-	-
		意見・要望	10	9	1	0
		計	10	9	1	0
合 計		指摘	246	203	28	15
		意見・要望	113	43	26	44
		計	359	246	54	59

(注) 件数については、一つの指摘が複数の局(団体)にある場合、局(団体)ごとに件数を数えている。

(表2) 措置の内訳

区 分		事 例	件 数
指	規定、基準等に即した適正な事務の執行、財産管理等に改めたもの	公有財産の異動に伴う通知が漏れていたものを改めるなど、執行を適正なものとした。	12件
	要綱、規則などを改正し、より適切な事業の執行に改めたもの	積算基準の見直しによりコスト縮減を図るなど、事業の執行を適切なものとした。	10件
摘	会議、研修等において周知徹底をしたもの	契約の事務手続について、事務連絡会での報告などにより、適正な事務処理を行うよう周知徹底した。	5件
	その他	-	1件
	小 計		28件
意見・要望	事業の効率化などに取り組んだもの	事業実施体制の見直しを行うなど、その結果をもってより効率的・有効的な事業展開を図った。	10件
	適切な事務執行や周知徹底を図ったもの	会計事務の処理を改めたもの、会議で契約手続の周知徹底を行ったものなど、事務の執行を適切なものとした。	8件
	施設の改善などに取り組んだもの	施設の改善などを行い、より安全で使いやすい施設に改めた。	5件
	その他	-	3件
	小 計		26件
合 計			54件

第2 報 告 の 内 容

〔平成15年度事務事業監査（「調査研究委託」の実施状況について）〕

生 活 文 化 局

（1）関係機関に対し調査結果を早急に情報提供すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

「歴史と文化の散歩道」の案内板、標識について、委託した調査報告書では、行方不明で確認できないもの、傷・汚れ等のあるもの合計で148基が報告されているが、この内容を、維持管理を行う関係機関に対して全く情報提供していない。調査結果を関係機関に対して早急に情報提供すべきである。

イ 講じた措置の概要

調査結果の情報提供については、平成16年2月24日付15生文振事第975号で、案内板や標識の破損等の状況を関係機関（建設事務所11ヶ所、公園緑地事務所2ヶ所及び24区市）に送付し、日ごろの維持管理業務に活用してもらうように依頼した。

環 境 局

（1）調査委託契約における諸経費率の設定に当たり経済性を考慮し適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

カラス対策の効果の検討に係る調査委託の積算において、平成13年度と平成14年度を比較すると、調査手法は、ほぼ同一で行っているにもかかわらず、諸経費率が大幅に増加していることから、その設定に当たり、経済性を考慮し適切に行うべきである。

イ 講じた措置の概要

自局で定める「環境局委託契約積算方法」の諸経費率だけでなく、過年度の契約実績等も考慮するなど、経済性も考慮に入れ積算を行っていくこととした。

福 祉 局

（1）主任調査員等の労務単価の積算を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

主任調査員等の労務単価については、局で積算基準を有していないため、関係業者から下見積りを徴するなどにより、積算しているが、同程度の業務を行う他局の労務単価と比較すると、高額なものとなっている。局は経済性などを十分考慮して、労務単価の積算を適切に行うべきである。

イ 講じた措置の概要

指摘を踏まえ、調査研究等委託契約の件費単価に関し、他局の単価に合わせて適切な単価を設けた「調査研究等委託契約積算基準」（平成16年3月30日付15福総理第376号）を策定した。

産 業 労 働 局

(1) 調査委託の契約期間中に、契約内容に変更があった場合には、適切な手続を行うよう努めるべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

紙りサイクルや古紙を必要としている国々における製紙産業の現況調査委託を行っているが、局は、調査目的に沿った報告ができない状況が途中で生じたとして、契約期間中に、別途追加調査を行っている。しかし、目的に沿った成果が得られていない状況があるうえ、契約内容の変更手続を全く行っていない。局は、契約変更の手続の変更を適切に行うべきである。

イ 講じた措置の概要

海外調査は、業界からの要望を基に実施しているが、契約締結後に調査データを変更する場合は、受託者・調査要望団体と協議の上、調査目的にあった代案の提出を依頼し、内容変更を行っていく。同時に、契約の変更が必要な場合には、規則などに基つき、適切に処理するよう周知した。

(2) 耐震診断調査の結果が活かせるよう実施時期を考慮して行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

ワールドカップサッカー大会に多くの外国人の来日が予想され、その受入れに万全を図るため、老朽化した宿泊施設の耐震調査を行った。その調査結果の通知を3月に、説明を大会開催直前の5月に行っているが、その結果を活かすには開催時期を考慮して行うべきである。

イ 講じた措置の概要

平成16年3月1日に部内の課長会及び係長会を開き、今回の指摘事項を説明し、再発防止を図った。今後も、実施時期を適切に確保するよう、進行管理に努めていく。

(3) 郵送料の積算を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

調査委託の中で、郵送料の積算において、返送数の規模は、発送したものの全てが返送されるという見込みで行っているため、委託の実績では、郵送料が過大となっている。委託する際の積算を適切に行うべきである。

イ 講じた措置の概要

郵送による各種のアンケート調査においては、アンケートを発送したものの全てが返送されるという見込みで郵送料を積算してきたが、今後は、回収率の実績を参考にして、郵送料の積算を行うこととした。

都 市 整 備 局 (住宅局)

(1) 避難困難街区予測システムについて、各区への速やかな対応を図るべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

木造住宅密集地域整備プログラムに関連して開発した避難困難街区予測システムは、各区における町丁目単位での避難路の状況を示すことなどを可能とするシステムであり、主に防災街づくりの事業主体である区が活用するため開発したものである。しかし、当該システムを各区には全く提供しておらず、今後速やかな対応を図るべきである。

イ 講じた措置の概要

避難困難街区予測システムについては、平成16年1月15日開催の木造住宅密集地域整備促進事業を推進する関係区等の担当課長会において、都からの報告事項として内容等の詳細な説明を行った。

また、平成16年1月30日付で、同システムを収録したCDを23区全区に提供し、今後各区での活用が可能となった。

建 設 局

(1) 調査委託を行うに際し目的に沿った成果が得られるよう努めるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

「相原・小山地区業務用宅地需要状況調査委託」において、業務用宅地処分の具体的戦略を求めた際、報告書では既にこれまで報告された内容がほとんどであり、仕様書に沿った報告内容となっていない。調査委託を行うに際しては、目的に沿った成果が得られるようにすべきである。

イ 講じた措置の概要

平成16年2月20日に実施した部課長会において、今回の指摘内容を周知し、今後の調査委託実施にあたって適正な事業執行が図られるよう確認を行った。また、これに先立ち、平成16年2月17日に実施した多摩ニュータウン事業部宅地販売課内の情報連絡会において、監査指摘を十分にふまえ、報告書の作成に際し仕様書の内容に則したものとすることを周知徹底した。

(2) 都市公園利用実態調査についてより効果的な結果が得られるよう改善すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

都立公園において、利用の実態や都民の要望を把握するため、毎年度、利用実態調査委託を行っているが、前回の調査と実施年度、曜日、月などの諸条件に違いが生じており、調査結果を比較しても、効果的な結果を得ることはできないことから、局は、調査方法について改善すべきである。

イ 講じた措置の概要

実施年度については、調査年度の間隔を等しくし、実施日については、10月若しくは11月の日曜日・祝日に統一する。

(3) 調査を外部に委託すべきものか否かについて、十分見極めて実施すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

不法係留船対策の実態調査の一環として、法的規制等の実態調査を行っているが、調査内容から本来職員自らが調査すべきである。局は調査項目ごとに、外部に委託すべきものか否かについて、十分見極めて実施すべきである。

イ 講じた措置の概要

平成16年2月23日に開催した河川部定例課長会において、今後委託の実施に当たっては、内容を十分精査し、「外部へ委託すべき」か否か十分見極めて実施するよう周知徹底を図った。

(4) 調査結果に基づき地域の実態にあった単価設定を行うよう検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

自由処分の建設発生土に係る積算基準において、建設局、水道局、下水道局は、3局の統一単価を用いてきている。しかし、地域ごとに処分に要する調査単価が異なるものについては、施工場所と処分場との関係を十分考慮して、現行の統一単価を用いることなく、例えば23区と多摩地区の2つの施工地区ごとに単価設定をすべきである。

イ 講じた措置の概要

建設発生土の自由処分単価については、監査意見を踏まえて地域実態を一層反映させるため、

3局が合同実施した平成15年度建設発生土処分実態調査において地域区分の検討を行った。この検討結果を基に平成16年度の単価設定については、これまでの都内一律の平均単価に替えて、23区及び多摩地区の2地域に区分した単価を設定した。

東 京 消 防 庁

(1) 契約方法について見直しを行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

東京消防庁は、地震災害の防止に関する調査研究委託について、「過去の調査研究と密接に関連している」、「実績がある」という理由で、昭和59年度から、ほぼ一貫して特命随意契約しているが、契約方法について見直しを行うべきである。

イ 講じた措置の概要

本件調査研究委託に係る契約については、平成16年度から、調査研究の内容と実施可能な業者に関して十分に検討するなどし、原則として、競争入札により行うこととした。

水 道 局

(1) 完成させた試作器を有効に利用すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

2か年による研究開発委託により完成させた「配水本管用漏水検知器」(以下「試作器」という。)の対応については、配水本管及び配水小管について、フィールド試験を重ね、そのデータを蓄積することにより、試作器の更なる改良を目指すこととしている。しかし、配水小管については、フィールド試験が全く行われておらず、配水本管についてもわずか1件のみとなっている。

多額の経費を要して完成させた試作器を、有効に利用すべきである。

イ 講じた措置の概要

平成15年10月17日及び20日に、局内関係部所に対して、本試作器の製作が完了したことと併せてフィールドの場所の提供等について通知し、関係職員への周知を図った。これを受けて、平成15年11月6日、平成16年1月31日、及び同年2月20日の計3回、フィールド試験を行い研究を進めている。

(2) 調査結果に基づき地域の実態にあった単価設定を行うよう検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

自由処分の建設発生土に係る積算基準において、建設局、水道局、下水道局は、3局の統一単価を用いてきている。しかし、地域ごとに処分に要する調査単価が異なるものについては、施工場所と処分場との関係を十分考慮して、現行の統一単価を用いることなく、例えば23区と多摩地区の2つの施工地区ごとに単価設定をすべきである。

イ 講じた措置の概要

建設発生土の自由処分単価については、監査意見を踏まえて地域実態を一層反映させるため、3局が合同実施した平成15年度建設発生土処分実態調査において地域区分の検討を行った。この検討結果を基に平成16年度の単価設定については、これまでの都内一律の平均単価に替えて、23区及び多摩地区の2地域に区分した単価を設定した。

下 水 道 局

(1) 調査結果に基づき地域の実態にあった単価設定を行うよう検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

自由処分の建設発生土に係る積算基準において、建設局、水道局、下水道局は、3局の統一単価を用いてきている。しかし、地域ごとに処分に要する調査単価が異なるものについては、施工場所と処分場との関係を十分考慮して、現行の統一単価を用いることなく、例えば23区と多摩地区の2つの施工地区ごとに単価設定をすべきである。

イ 講じた措置の概要

建設発生土の自由処分単価については、監査意見を踏まえて地域実態を一層反映させるため、3局が合同実施した平成15年度建設発生土処分実態調査において地域区分の検討を行った。この検討結果を基に平成16年度の単価設定については、これまでの都内一律の平均単価に替えて、23区及び多摩地区の2地域に区分した単価を設定した。

警 視 庁

(1) 調査報告書を関係機関に送付するなど情報の面から適切に対応すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

公共交通機関(バス)の走行実態調査委託により、バス優先対策メニューとして21項目を取り上げているが、対応すべき機関として明示されている、バス事業者等に報告書を送付するなどして、情報提供の面から適切に対応されたい。

イ 講じた措置の概要

平成16年2月25日にバス事業者に対して、調査委託報告書の中からバス走行状況の調査結果について情報提供を行い、また、関係機関に対しても情報提供することとした。

〔平成15年度各会計定例監査〕

環 境 局

(1) 電気料金の徴収を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

廃棄物埋立管理事務所は、財団法人東京都環境整備公社に対して使用を許可している同所潮見分室及び厩橋分室の電気料金について、協定書により算出した額を公社から徴収しているが、公社が負担すべき電気料金の算出を誤ったため、潮見分室では6万1,222円、厩橋分室では5万1,854円を過大に徴収している。

イ 講じた措置の概要

過大に徴収していた電気料金については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条第1項に基づき、平成10年10月分から平成15年3月分までの664,408円(潮見分室367,157円、厩橋分室297,251円)を平成15年11月に財団法人東京都環境整備公社に返還した。なお、平成15年4月からは適正に徴収を行っている。

産 業 労 働 局

(1) 債権の通知を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

規則によると、局長はその所管に属する債権について異動があった場合、定められた期日までに出納長に通知しなければならないとされているが、農林水産部では、以下のとおり債権の通知を適正に行っていない事例が認められた。

(ア) 林業生産高度化資金貸付金の債権のうち2万円が過大となっている。

(イ) 生産方式改善資金貸付金の債権のうち265万2,000円が過小となっている。

イ 講じた措置の概要

林業改善資金貸付金、生産方式改善資金貸付金とも平成15年8月28日に出納長室に平成14年度末決算データの修正を依頼した。

また、平成15年10月に平成15年度上期の異動通知を提出する際に、貸付台帳と照合したうえで提出した。

港 湾 局

(1) 港湾設備の使用許可に伴うガス料金の徴収を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

東京港管理事務所は、A外1団体に対して使用を許可している竹芝客船ターミナル2階事務室のガス料金について、使用者のガス使用量比で按分した金額を負担させるものとしているが、徴収すべきガス料金の算出方法を誤ったため、各使用者から徴収している当該ガス料金に過不足が生じていることが認められた。

イ 講じた措置の概要

当該使用許可に係るガス料金の徴収の過不足については、還付分を平成16年3月4日に執行し、請求分を同月9日に収入した。

なお、監査日以降は、算出方法について確認を行い、現在適正に処理している。

東 京 消 防 庁

(1) 職員の健康診断に係る契約を効率的に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

人事部は、規則に基づく職員の健康診断を、常勤職員と非常勤職員に分けて契約締結しているが、常勤職員及び非常勤職員を同一の診断日・会場・検査内容で実施していることから、一連の事務処理上効率性を欠いている。

イ 講じた措置の概要

平成16年度については、一連の事務処理を効率的に進めるため、職員の健康診断に係る契約を常勤職員と非常勤職員を合わせて一本化し、契約を締結した。

水 道 局

(1) 狭山研修所の有効な利用について検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

職員部では、局の宿泊研修施設である狭山研修所において、局職員の職層別の研修等を行っ

ているが、同研修所における研修実績を見ると、利用状況が低調なものとなっていることが認められた。

イ 講じた措置の概要

狭山研修所については、他局や他団体への使用を募集するなど利用率の向上に努めてきたが、交通の利便性、建物の老朽化などから利用の拡大が見込めない上に、維持管理費の増大が見込まれるため、平成16年3月31日をもって廃止し、他の用途に転用して活用することとした。

〔平成14年度工事監査〕

建設局

(1) 公園設備工事の単価契約について

ア 監査結果の内容(要約)

代々木公園管内給排水衛生設備補修工事のうち、諸経費の積算について見ると、土木工事の積算基準を準用して算出しているが、建築設備工事は土木工事と工事内容が異なっており、これに伴い諸経費も差があることから、公園設備工事単価契約のより適切な積算方法について検討されたい。

イ 講じた措置の概要

公園設備工事単価契約(機械設備工事)における諸経費については、より適切な積算方法として、財務局の機械設備工事積算基準を準用するよう積算基準(河川・公園編)に定めた。

〔平成14年度行政監査(事業所における庁舎管理事務について)〕

主税局

(1) エレベーター保守点検委託の契約方法の見直しを検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、エレベーター保守点検委託を系列会社以外の業者では、安定した部品等の供給が困難であることなどの理由により特命随意契約を行っているが、保守点検業務は、製造会社系列以外の業者でも可能となっており、競争性の確保の観点から、契約方法の見直しを検討されたい。

イ 講じた措置の概要

日常的なエレベーター保守点検においては、製造メーカー系列会社とフルメンテナンス業者が遜色なく対応できるようになったことから、平成16年度よりエレベーターの保守点検委託について、競争入札を実施した。

(2) 什器・備品の転倒・落下等の防止対策を検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

事業所に設置されている什器・備品の場所、固定・補強等の状況について見たところ、千代田都税事務所ほか8所では、事務室内における什器・備品の固定・補強等、転倒防止策が不十分であるものや、什器・備品が廊下、階段、通路部分等に置かれ、転倒・落下するおそれがあるものが認められた。

イ 講じた措置の概要

事務室内における什器・備品の固定・補強等、転倒防止策については、未実施であった各事務所において危険箇所の点検を行い、ロッカーの安全な場所への配置換えを行うとともに、背丈の高いロッカーの縮減を図った。また、連結、転倒防止用金具の差込み等を行うなど改善に努めた。

(3) 案内業務の改善を検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

主税局で委託している都税事務所の電話交換業務については、17時15分で業務を終了し、その後はかけ直しを案内するメッセージで対応している。17時45分までは職員の勤務時間内であり、窓口業務など通常業務は行われているが、この間代表電話への電話はかけ直す必要が生じている。

イ 講じた措置の概要

各都税事務所の電話交換業務については、平成16年3月末までに電話交換機器の改良工事を行い、17時45分までは、電話のかけ直しをする必要がないよう、案内業務の改善を図った。

健 康 局

(1) 庁舎の目的外使用許可を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

各事業所における行政財産の目的外使用許可について見たところ、多摩小平保健所及び多摩立川保健所では、使用許可手続を行わないまま行政財産を使用させているものが認められた。

イ 講じた措置の概要

(ア) 多摩小平保健所

東京電力株式会社に対して、平成15年10月17日付で行政財産の使用許可を行った。

(イ) 多摩立川保健所

多摩立川保健所の敷地のうち、道路に面している一部分を、歩道として整備し、公共部分として供用することとした。

また、この歩道に設置されているカーブミラー及び道路標識について、目的外使用許可及び承認の事務手続を取るため、カーブミラーの設置者である立川市及び道路標識の設置者である警視庁に使用許可等の申請を求め、その申請に対し使用許可及び承認を行った。

都 市 整 備 局 (住宅局)

(1) 機械警備委託の契約方法の見直しを検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局では、各事業所の平日夜間・休日時の警備を、通常、機械警備により行っており、当初、機器類を設置した業者に対し、特命随意契約で委託を行っているが、警備業務は他の業者であっても同様の業務を行うことが可能となっていることから、契約方法の見直しを検討されたい。

イ 講じた措置の概要

平成16年度契約から、業者を3社選定して見積合わせを行い、契約を締結した。

(2) 庁舎の目的外使用許可を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

各事業所における行政財産の目的外使用許可について見たところ、南部住宅建設事務所では、使用許可手続を行わないまま行政財産を使用させているものが認められた。

イ 講じた措置の概要

府中市から、平成16年3月8日に使用許可申請を受け、同年4月1日に使用許可を行った。

港 湾 局

(1) 防火対策を適正・適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

庁内管理者は、防火管理者を定め、消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施、消防

用設備等の点検及び整備、その他防火管理上必要な業務を行わせなければならないが、東京港建設事務所は、消防計画で自衛消防活動を職員住宅と共同で実施するとしているにもかかわらず、事務所のみで実施している。

イ 講じた措置の概要

平成16年3月29日に、総務局、東京消防庁及び東京港防災事務所（港湾局）とで合同訓練を実施した。

(2) 什器・備品の転倒・落下等の防止対策を検討すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

事業所に設置されている什器・備品の場所、固定・補強等の状況について見たところ、東京港建設事務所及び東京港防災事務所では、事務室内における什器・備品の固定・補強等、転倒防止策が不十分であるものや、什器・備品が廊下、階段、通路部分等に置かれ、転倒・落下するおそれがあるものが認められた。

イ 講じた措置の概要

東京港建設事務所では、対象となる什器・備品の転倒・落下等の防止のための工事を、平成16年3月22日までに完了した。

東京港防災事務所では、什器・備品の転倒・落下等の防止対策について、平成16年3月18日に固定器具の購入等を行い、防止対策を講じた。

(3) 委託内容の変更を検討すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

東京港管理事務所では、ガスヒートポンプ方式による冷暖房機器の運転管理業務を委託し、1名が常駐して業務を行っているが、同様な方式により冷暖房を行っている他の施設では、始動又は停止は職員が行い、保守関係については、巡回による管理委託を行っており、経費の節減を図っている。

イ 講じた措置の概要

ガスヒートポンプ方式による冷暖房機器については、平成16年4月1日から保守関係についてのみ巡回による管理委託を実施することとした。

水 道 局

(1) 適切な導線の整備を行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

各事業所の障害者等に対する動線の整備状況について見たところ、台東営業所では、玄関前のスロープの途中に車いす来庁者用インターホンが設置してあるが、スロープの途中から電話する構造となっている、杉並西営業所では、車いす来庁者用インターホンがあるが、インターホンの手前に段差があり、車いす来庁者にとっては手の届かない位置にある、ものが認められた。

イ 講じた措置の概要

台東営業所については、来庁者用インターホンを平成15年8月1日にスロープ脇の庁舎入口左側に移設し、障害者等に対し利用しやすい位置とした。

杉並西営業所については、平成16年2月に段差改修工事を起工し、同年3月末までに改善を図った。

(2) 車いす対応トイレの改善を行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

事業所における車いす対応トイレの設置状況について見たところ、足立東営業所では、車いす対応トイレ内にある非常用呼出しボタンが、便座から離れすぎており、利用しづらいものとなっている。

イ 講じた措置の概要

足立東営業所では、平成15年11月に改修工事契約を締結し、平成16年3月末までに改善を図った。

(3) 什器・備品の転倒・落下等の防止対策を検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

事業所に設置されている什器・備品の場所、固定・補強等の状況について見たところ、中央支所ほか12所では、事務室内における什器・備品の固定・補強等、転倒防止策が不十分であるものや、什器・備品が廊下、階段、通路部分等に置かれ、転倒・落下するおそれがあるものが認められた。

イ 講じた措置の概要

(ア)平成15年8月に実態調査を実施し、平成16年3月末までに全営業所(区部29箇所)について、什器類をL型金具や転倒防止棒による固定やテレビとテレビ台をベルトで固定するなど、必要な転倒・落下防止策を講じた。

(イ)廊下、階段、通路部分等に置かれていた什器・備品については、速やかに倉庫へ収納するなど、防災上の安全の確保を行った。

(4) 適切に点字ブロックを設置するよう検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

今回実地監査対象とした事業所のうち、水源管理事務所ほか11所において点字ブロックが設置されておらず、また、港営業所では、主要な出入口から受付までは設置されているものの、敷地の境界から主要な出入口までは設置されていない。

イ 講じた措置の概要

点字ブロックの敷設・改修については、平成15年11月以降順次工事請負契約を締結し、平成16年3月末までに、未設置であった全事務所において改善を図った。

下 水 道 局

(1) エレベーター保守点検委託の契約方法の見直しを検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、エレベーター保守点検委託を系列会社以外の業者では、安定した部品等の供給が困難であることなどの理由により特命随意契約を行っているが、保守点検業務は、製造会社系列以外の業者でも可能となっており、競争性の確保の観点から、契約方法の見直しを検討されたい。

イ 講じた措置の概要

エレベーター保守管理委託について、公平性、透明性及び競争性を確保するため、平成16年度契約から指名競争入札等による契約方法に変更した。

(2) 適切に点字ブロックを設置するよう検討すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

今回実地監査対象とした事業所のうち、東部第二管理事務所においては、点字ブロックが設置されておらず、また、南部管理事務所においては、主要な出入口から受付までは設置されているものの、敷地の境界から主要な出入口までは設置されていない。

イ 講じた措置の概要

指摘を受けた各事業所について、平成16年3月末までに視覚障害者誘導用ブロックを設置した。

〔平成14年度財政援助団体等監査〕

福 祉 局

（社会福祉法人東京都社会福祉協議会、局共通）

（1）非常勤専門相談員に係る報酬の支払を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

局は、社会福祉施設の施設運営全般の質的向上に資することを目的として、補助要綱に基づき、東社協に補助金を交付している。

ところで、3名の非常勤専門相談員の報酬については、規則に基づいて、会長が定めることとされているが、勤務日数の把握に当たり、相談件数を勤務日数に換算しているなど、報酬支払額算定の基礎が明確となっていない。

イ 講じた措置の概要

指摘を受け、事業の実施方法と報酬基準について、東社協や計理課等関係部署と協議を重ね、事業の実施方法（平成15年度より実施要綱改正）と、非常勤専門相談員に係る報酬支払基準を明確にした。

都 市 整 備 局（都市計画局）

（財団法人東京都新都市建設公社）

（1）計算書類について検討すべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

基準によると、計算書類は、会計帳簿に基づいて収支及び財産の状況に関する真実な内容を明りょうに表示するものでなければならないとしている。

しかしながら、公社は、正味財産増減計算書では当該年度に発生して後年度に収入見込の受託金収入を計上し、一方、収支計算書には当該年度に現金収入が伴わない後年度収入見込の受託金収入を計上していないことから、正味財産増減計算書と収支計算書との相互間に一部接合関係がないものとなっている。

イ 講じた措置の概要

年度を越える受託金収入等は、資金の範囲外とし、決算書の「計算書類に対する注記」に表示して、明確な記述を行うこととした。

〔平成14年度決算審査（出納長所属各会計）〕

大学 管理 本部

（1）公開講座の実施に当たって受講者の確保を図るとともに効率的な執行を行うべきもの

ア 監査結果の内容

科学技術大学で実施している公開講座は、受講率が低く、予算額に対しての収入額が低調なものとなっているが、事業の運営については当初の予定どおりの講師により実施する状況となっていることから、公開講座の実施に当たって、講座内容の見直し等による受講者の確保を図るとともに、支出面においては、受講者数に応じて講師数を調整するなど効率的な執行を行われたい。

イ 講じた措置の概要

平成15年度の執行実績が4,405千円であるのに対して収入済額が846千円（支出に対する収入比率は19.2%）となっている（平成14年度は、執行実績が7,204千円であるのに対して収入済額が748千円（支出に対する収入比率は10.4%））。

平成16年度は、公開講座の必要性を十分勘案しつつも、計画の策定に当たっては、平成15年度の実績を踏まえ、受講者数の少ない講座の廃止、人気講座の定員増など企画の見直しを図ったほか、受講者数や講座内容に応じて一部講座の講師数を減少させた。また、受講料の値上げや、小中高生向けの無料講座については、本学教員に対する講師謝礼の支出を廃止し、収支見込の改善を図った。さらに、平成16年度の実施にあたっては、講座内容によって、受講者数の少ない場合に補助講師数の減を含めた対応を行う。

環 境 局

（1）財産について

ア 監査結果の内容

東久留米金山緑地保全用地の一部1,153.39m²が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成15年10月24日に、公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

（2）財産について

ア 監査結果の内容

小笠原国立公園敷地の一部2,657m²が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成15年10月24日に、公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

(3) 財産について

ア 監査結果の内容

土地2,161.51m²(立川崖線緑地保全用地の一部)が過大に登載されている。

イ 講じた措置の概要

平成15年10月24日に、公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

産 業 労 働 局

(1) 譲り受けた債権の整理回収に係る事務処理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、世界都市博覧会中止に伴い影響を受けた中小企業者等に対し、金融機関を通じて行った運転資金の貸付について、期限を過ぎても借受人から返済されず、取扱金融機関が債権の保全及び回収が困難又は不相当と判断した場合は、要綱に基づきその損失金を補償するとともにその債権を譲り受けている。

しかしながら、譲り受けた債権の整理回収に係る事務処理状況は、一部について回収等を図っているものの、未収となっている債権の件数及び金額等を正確に把握しておらず、歳入調定も行われていない。

イ 講じた措置の概要

金融機関から譲り受けた債権について調査を行い、全ての債権についてデータベース化し、件数及び額の確定を行った。その上で、平成15年7月末現在、調定していなかった分について、同年10月20日付で、全件調定を行うとともに、収入未済額の確定を行った。さらに、個々の債務者について実態調査を行い、債権を整理・分類(回収可能分、回収困難分、回収不能分)することによって、回収を促進するとともに、回収が困難なものについては、不納欠損等の処理を行っていくこととした。

都 市 整 備 局(住宅局)

(1) 財産について

ア 監査結果の内容

土地797.33m²(目黒区八雲 都営八雲一丁目アパート敷地)が過大に登載されてい

る。

イ 講じた措置の概要

平成15年10月30日に、公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

(2) 契約違約金に係る収入未済額の処理を速やかに行うべきもの

ア 監査結果の内容

都営住宅等事業会計では、収入未済となっている屋内電気設備工事などの契約違約金について、最終督促日等が不明であること、最後に督促を行ってから長期にわたり折衝等が行われていないことから、収入未済額の回収及び整理等の処理が進んでいないこと、などが認められた。

イ 講じた措置の概要

の最終督促日等が不明分については、商業登記簿謄本で調査・確認をしたところ、既に解散しており、所在が不明なこと、については、既に時効が成立していると判断されること、などから、については、局の「契約違約金の不納欠損の取り扱いについて」に基づき、不納欠損処分にすることとした。

建 設 局

(1) 財産について

ア 監査結果の内容

建物17万6,933.61m²(東京スタジアム商業施設分)が過大に登載されている。

イ 講じた措置の概要

平成15年10月28日に、公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

港 湾 局

(1) 財産について

ア 監査結果の内容

土地4,149.29m²(大田区城南島6-3)が過大に登載されている。

イ 講じた措置の概要

平成15年12月1日に、公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

〔平成14年度決算審査（公営企業各会計）〕

港 湾 局

（1）資産の計上を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

港湾事業会計は、従来の特別会計に代えて、平成12年度から地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の財務規定を適用しているが、豊洲貯木場については、公有財産台帳から固定資産台帳への切替えを行わなかったことから、港湾事業会計の資産として計上すべき価額が貸借対照表に計上されていない。

イ 講じた措置の概要

平成15年10月26日付16東港港第685号により、固定資産台帳への切り替えを行い、資産として計上した。

水 道 局

（1）局有車の効率的な使用について

ア 監査結果の内容（要約）

水道局は、配水課等の業務に必要な車両を配備し、職員自らが運転を行い業務に使用するとともに、この局有車の不足を補うものとして、契約により車両の雇上げを行っている。

しかしながら、調査によると、雇い上げた時間帯のほとんどすべてで、緊急対応等を考慮してもなお配水課等に使用可能な局有車が存在しており、その局有車を使用することにより雇上費用を削減できる。

イ 講じた措置の概要

平成15年11月25日付で、各支所に局有車及び雇上車有効利用方針を通知するとともに、同年12月1日から「局有車及び雇上車配車事務取扱」を一部変更し、使用を所属課に限定しない共有車を設置するなど、局有車の効率的な使用を図った。

〔平成14年度行政監査（事業評価手法による。）〕

生活文化局

（1）「都民の文化環境の整備」事業への助成について

ア 監査結果の内容（要約）

局は、助成事業の効果が上がるよう、「都民名曲サロン」について、入場率の低い公演の原因を分析するなど実態把握に努め、一層多くの都民が参加できるよう、財団に対し検討を求め必要がある。

局は、事業の実態に応じて都民など広範囲な主体との連携について、財団とともに検討する必要がある。

局は、「都民コンサート」及び「都民半額観劇会」について、「鑑賞機会の提供から創造環境の整備へ」の取組例などを踏まえ、「転換と取組」の方針に沿った事業展開が図られるよう検討をする必要がある。

イ 講じた措置の概要

「都民名曲サロン」については、創造環境整備の観点から平成14年度から新進音楽家の支援を目的とする「フレッシュ名曲コンサート」に再構築し、平成15年度からはさらに本公演前に地域文化施設等において事前キャンペーンを行って周知に努めるなど、より多くの都民が参加できるよう改善した。

「都民半額観劇会」についても、新たに新進・若手の演劇団体等に参加要請を行い、平成15年冬の事業から実施しており、創造環境整備の観点からの事業展開をしている。

「都民コンサート」についても、より多くの都民に楽しんでもらう必要があるため、歴史文化財団発行の「イベントカレンダー」への公演予定を掲載するなど、今後は、これまで以上に広報の充実に努めることにより本事業の展開を図っていく。

環境局

（1）道路の維持管理（道路の清掃事業）について

ア 監査結果の内容（要約）

建設局及び環境局は、道路のゴミ収集量、自動車走行台数などの状況を的確に把握し、これらの状況に応じた業務計画を作成するため、総合的な見地から検討を行う必要がある。

建設局及び環境局は、道路清掃事業を適切かつ効率的に行うために、両局間で、建設局への移管を前提にした協議が行われているが、その協議の促進を図る必要がある。

イ 講じた措置の概要

清掃事業の建設局への移管については、平成16年1月23日に「道路清掃事業の移管に関する覚書」を両局間で締結し、平成16年4月1日に事業移管した。

〔平成13年度財政援助団体等監査〕

生 活 文 化 局

(学校法人東京女学館)

(1) 人件費の支出根拠を明確にして支給すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

学校法人東京女学館は、平成11年度及び平成12年度において、東京女学館高等学校及び中学校の本務職員のうち4名に対して、給与規程に定めがないにもかかわらず、勤務手当(支給総額64万8000円)を支給している。

イ 講じた措置の概要

平成15年9月をもって勤務手当の支給を廃止した。

〔平成13年度行政監査(事業評価手法による。)]

産 業 労 働 局

(1) 創業支援機能の整備・運営事業について

ア 監査結果の内容(要約)

(ア) 創業支援機能の整備・運営事業は、提供している施設の入居率が未だ不十分なものがあるため、提供施設の小規模化を図るなど、需要に沿ったものとなるよう事業内容を見直していく必要がある。

(イ) この事業による提供施設から退去する企業に対し、理由等の聞き取り調査を行うなどの方策を検討し、事業効果の的確な把握に努めるべきである。

(ウ) この事業と空き庁舎を利用した創業支援事業のそれぞれが、新規産業の創出に結びつくよう、入居企業の支援に努めていく必要がある。

イ 講じた措置の概要

(ア) 入居率の改善については、入居対象企業からの需要が高い間取に変更するため、間仕切りを設置し、当面、大部屋3室(95.63m²2室、88.95m²の1室)を15.02m²から27.94m²の規模で、13室に小規模化を図り、入居率の改善に資することとした。

なお、この取組については、今年度だけに止まることなく、継続的に実施し、入居率のより一層の改善に努める。さらに、入居条件についてもその一部を改め、入居期間延長等の見直しを行い、入居率の改善を図っていくこととした。このことに併せ、入居にかかわる専用パンフレットを作成し、入居の促進や創業者への周知に活用している。また、募集案内や空室状況を(財)東京都中小企業振興公社のHPに常時掲載しリアルタイムで募集状況などを提供している。

(イ) 事業効果の把握として、入居企業を対象に経営実態調査を行い、売上高の推移や人員の変動、支援策の活用状況などの把握に努めている。また、近年の経営環境の悪化から縮小撤退する企業も多いが撤退後の状況把握も行っている。

(ウ) 創業支援施設及び空き庁舎を利用したベンチャー施設の入居企業に対する支援としては、ソフト面からも公社による巡回相談など個々の企業の経営課題等に対する継続的な支援をより積極的に行っている。